

# 第 1 6 6 回

---

## 杉並区都市計画審議会議事録

---

平成 2 5 年(2013 年) 8 月 2 日(金)

議 事 録

会議名		第166回杉並区都市計画審議会
日 時		平成25(2013)年8月2日(金)午前10時00分～午後0時00分
出席者	委 員	〔学識経験者〕 黒川・村上・中井・金子・関口 〔区 民〕 光森・篠・上野・松枝・田丸 〔区議会議員〕 堀部・富田・山本・山下・市橋・ 横山・斉藤 〔関係行政機関〕 浅見・野口
	説明員 (区)	〔区民生活部〕 産業振興センター次長 〔都市整備部〕 都市整備部長、まちづくり担当部長、 都市再生担当部長、土木担当部長、 特命事項担当参事(道路担当)、都市計画課長、 調整担当課長、鉄道立体担当課長、住宅課長、 まちづくり推進課長、都市再生担当課長、 防災まちづくり担当課長、建築課長、 土木管理課長、道路区域整備担当課長、 土木計画課長、交通対策課長、 みどり公園課長、公園整備担当課長、 杉並土木事務所長 〔環境清掃部〕 環境部長、環境課長
傍聴	申 請	0名
	結 果	0名
配布資料		☆郵送分 ○配布資料一覧 〔審議事項〕 ・杉並区まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)の改定について ○議案書(本編及び概要版)、参考資料 〔報告事項〕 ・「杉並区バリアフリー基本構想」の策定について ○本編及び概要版、資料 ・生産緑地地区の動向について ○資料 ☆当日配布資料なし

議事次第	1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 委員委嘱の紹介 4. 議席の決定 5. 署名委員の指名 6. 傍聴の確認 7. 議題の宣言 8. 議事 〔審議事項〕 ① 杉並区まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)の改定について 〔報告事項〕 ① 「杉並区バリアフリー基本構想」の策定について ② 生産緑地地区の動向について 9. 事務局からの連絡 10. 閉会の辞
------	---

発言者	発 言 内 容
-----	---------

都市計画課長      皆様、おはようございます。定刻になりましたので、会議の開催をお願いいたします。

初めに、本日の会議の成立についてご報告いたします。本日は大原委員、内藤委員から、所用のため欠席とのご連絡をいただいています。都市計画審議会委員 21 名のうち、現在 19 名の委員が出席されていますので、第 166 回杉並区都市計画審議会は有効に成立しています。

続きまして、会長より開会宣言をお願いします。

会長      それでは、ただいまから第 166 回杉並区都市計画審議会を開会いたします。

審議に先立ち、事務局から報告等がありますので、お願いします。

都市計画課長      それでは、初めに事務局から、杉並区都市計画審議会の委員の委嘱につきましてご報告します。

初めに、区民委員として杉並区商店会連合会から推薦の委員がご交代なさいまして、内藤一夫委員にご就任をいただいていますけれども、本日は所用のためご欠席されています。

続きまして、区議会の委員としまして、杉並区議会議長より推薦をいただきました。これにより新たに 2 名の区議会議員の方に委嘱をさせていただきましたので、ご紹介します。

まず、山本あけみ委員でございます。

委員 どうぞよろしくお願い申し上げます。

都市計画課長 横山えみ委員でございます。

委員 横山です。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 なお、恐縮ですが、委嘱状は机の上に置かせていただいておりますので、  
よろしくお願い致します。

以上、新しく委員になられた方のご紹介をさせていただきました。

続きまして、7月1日付で区の人事異動がありましたので、都市整備部長よりご紹介させていただきます。

都市整備部長 それでは、私よりご紹介いたします。

都市再生担当部長ですが、前任の岩下部長にかわりまして、同じく国土交通省から転入で着任しました門元政治でございます。

都市再生担当部長 門元でございます。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 私からは以上でございます。

都市計画課長 続きまして、委員の委嘱がありましたので、都市計画審議会運営規則第4条に基づく議席の決定を会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

会長 それでは、いまお座りいただいている席をもって議席としたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

どうもありがとうございました。では、お座りの席をもって議席とさせていただきます。

都市計画課長 どうもありがとうございました。

ただいま会長より新しい議席をお決めいただきましたので、若干お時間をいただき、新しい議席表を配付させていただきます。

(議席表配付)

それでは、引き続きまして、本日の署名委員のご指名をお願いします。

会長 本日の会議記録の署名委員として、市橋委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

次に、本日の傍聴関係はどういうことになっておりますか。

都市計画課長 本日、傍聴の方はいらっしゃいません。

会長 それでは、事務局から議題の宣言をお願いしたいと思っております。

都市計画課長

本日の議題は審議案件が1件、報告案件が2件です。

審議案件は、杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）の改定についてでございます。

報告案件の1件目は、「杉並区バリアフリー基本構想」の策定についてでございます。

2件目は、生産緑地地区の動向についてでございます。

資料はあらかじめお送りしていますが、お手元にお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

会長

それでは、議事に入りたいと思います。

審議案件で、杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）の改定についてです。今日初めての委員の方もいますが、事前に1回、説明をご報告としていただいていた案件だとも思います。よろしく願います。

都市計画課長

それでは、私から、杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）の改定につきましてご説明します。

本件につきましては、ただいま会長からご指摘がありましたように、前回4月19日の本審議会におきまして改定素案についてご報告をし、ご意見を頂戴したところです。

その後、区民意見提出手続き等の結果を踏まえまして、一部修正した上で改定案を作成しましたので、まちづくり条例の規定に基づき、今回改めてご意見をお伺いするものでございます。本日は、前回ご報告しました改定素案からの変更点などを中心にご説明させていただきたいと存じます。

ご説明に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、議案1として「杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）の改定について」という議案書です。こちらは緑の本体の冊子と、その上についている表紙（おもてがみ）でございます。その後ろに「あらまし」として概要版があります。こちらは、後ほどご参照ください。

続きまして、参考資料（議案1関係）「杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）の改定（案）」ということで、議案の説明文があります。後ほどこれを使いましてご説明します。

その次の別紙1ですけれども、こちらは「区民等の意見の概要と区の考え方」ということで、パブコメの結果報告でございます。

さらに、その下の別紙2です。こちらは「杉並区まちづくり基本方針（案）修正箇所一覧」ということで、前回の素案からの修正箇所の一覧表です。前回との新旧対照のようなものでございます。

以上、お手元にありますでしょうか。それでは、説明をさせていただきます。

まず、参考資料（議案1関係）の「杉並区まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）の改定（案）」をごらんください。

1番の「区民等の意見提出手続きの実施状況」ですが、期間とか公表方法につきましては、こちらの（1）、（2）に記載のとおりでございます。

（3）の意見提出実績ですが、総数で41件、都合83項目でした。

続きまして、2番の「修正箇所」です。区民意見提出手続きによる修正が5カ所、その他の修正が29カ所、合計34カ所の修正を加えています。概要は後ほどご説明いたします。

下の3番の「今後のスケジュール（予定）」です。本審議会においてご答申をいただいた後に区の広報やホームページによって公表し、また区議会の都市環境委員会においてもご報告をさせていただく予定でございます。

続きまして、別紙1の「区民等の意見の概要と区の考え方」のご説明をさせていただきます。この別紙1はパブコメにおいて頂戴しましたご意見の概要と、それに対する区の考え方をまとめたものです。

まず一番上ですが、件数につきましては41件、83項目です。

この表のつくりですが、一番左側の①の部分が整理番号、通し番号です。②の下の数字が、本文中のページを表しています。その右側の「提出意見の趣旨」のところがいただいたご意見の趣旨、その隣が「区の考え方」ということです。一番右側の③につきましては、このご意見に基づく修正の有無でございます。

パブコメによる修正箇所ですけれども、まず1点目です。1枚おめくりいただきまして、2ページの整理番号7をごらんください。「ユニバーサルデザインとバリアフリーの用語の定義を統一すべき」とのご意見がありました。これを受けまして、用語集の記載を修正したところでございます。

修正箇所の2つ目から4つ目につきましては、2枚おめくりいただいて7ページです。こちらの地域別方針の上井草周辺まちづくりに関連する箇所です。右側に「有」と書いてあるのが修正したところでございます。

具体的な修正内容につきましては、当該地域の土地利用やみどりと水のネットワークに関する記述におきまして、町丁目などを例示した記述がありましたけれども、「それは例示ではなくて限定列挙じゃないか、そこに挙げていないものは対象外なのか」と、そういう誤解の生じるおそれがある、というご意見を頂戴しまして、そのご意見を踏まえてそれぞれ修正したものでございます。

続きまして5つ目の修正ですが、また1枚おめくりいただきまして、9ページの整理番号42番です。こちらは連続立体交差化に伴うパブリックスペースの活用につきまして、ご意見を踏まえ表記の修正をしたものです。内容的に、特に大きく意味合いを変えるものではありません。

以上がパブコメによる修正箇所です。そのほかのご意見につきましては、区の考え方をお示しした上で修正は行わなかったものです。以上がパブコメのご報告でございます。

続きまして、ただいまのパブコメによる修正に加えまして、他に修正した箇所全体をまとめたものが別紙2になりますので、こちらのご参照をお願いしたいと思います。主な修正について、順次ご説明します。

まず、1ページ目の2番です。こちらは「平成14年に改定されました現行計画の総括をするべきである」という趣旨のご意見を、前回の本審議会におきましても頂戴したところです。そういったご趣旨を踏まえまして、項目を新たに起こしたものです。表の右側の欄が修正後ということですが、前回の改定以降の成果と引き続く課題について、新たに記載を加えたものです。

緑の本体の冊子でいいますと、12ページをごらんください。右側の段落の真ん中あたりの2の「まちの現況と動向」の下の2-1の「前回の改定以降の成果」です。

読み上げますと、「前回、平成14年に改定された杉並区まちづくり基本方針の第2章に掲げられた、まちづくりの主要課題と、その主な成果を巻末に掲げました。一方で、都市計画道路の整備や狭あい道路の拡幅整備など、引き続き粘り強い取り組みが求められているものがあります。」という記載を加えたところでございます。

ここに「主な成果を巻末に掲げました」と書いていますが、緑の冊子の一番最後のページをごらんください。裏表2ページで主な成果を記載した

ものです。こちらに前回の課題に応じた実績につきまして、記載のように、この間、このようなことに取り組んだということで項目を挙げています。

まちづくり基本方針という性格上、ご指摘いただきました PDCA サイクル自体の進行管理を適確に行うことが難しい面がありますけれども、やはり現行方針の総括が必要だということで、まず第1歩としてこのような工夫をしてみたところでした。こちらにも記載しましたがけれども、都市計画道路の整備や狭あい道路の拡幅整備などにつきましては、今回の改定ですらに強力に取り組んでいこうということです。

続きまして、もとの別紙2にお戻りください。1ページの一番下の3番のところでした。こちらは、みどりの記述です。最新の緑被率調査の結果なども踏まえまして、よりわかりやすく適切な記述に修正したところがございます。

次の修正点ですが、少し飛びまして、2枚おめくりいただいて4ページをご参照ください。一番下の17番から次のページの20番につきまして、先ほどご説明しましたパブコメによります修正箇所です。町丁目の例示等を修正したものでございます。

もう一つ、大きな修正点です。またページが飛びまして、8ページをご参照ください。真ん中辺の29番です。現在検討を行っています区立施設の再編整備につきまして、新たにまちづくりの視点から記載を追加したものです。

読み上げますと、「区の最上位計画である『杉並区基本構想（10年ビジョン）』では、基本構想を実現するために、持続可能な行財政運営の推進を掲げています。多くの区立施設が更新時期を迎える中で、施設の効率的運用、住民の利便性の向上、まちの活性化という3つの視点を基本に、新たな時代にふさわしい区立施設のあり方を多角的に検討していきます。区では、区立施設の更新時期を好機ととらえ、単なる建替えにとどまらず、まちづくりの視点を取り入れながら、区立施設の再編整備を進めます。」というように、まちづくりの視点から記載したところがございます。

以上ですけれども、ただいまご説明を省略させていただいたほかの修正箇所につきましては、内容的に大きな変更のない修正ということで、個別のご説明は省略させていただきます。

また、別紙2に掲げましたもののほか、いわゆる誤植、単純ミス等の軽



微な修正をほかに加えています。以上がご説明でございます。

今後ですけれども、区の基本構想あるいはまちづくり基本方針に基づきまして、必要な事業などについては基本構想に基づく実行計画、あるいは毎年度の予算に反映させていただきまして、区議会のご理解とご協力をいただきながら、着実に実行していきたいと考えています。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

会長                    それでは、これにつきまして、いろいろなご意見をいただきたいと思  
います。どなたからでも結構でございます。よろしくお願いいたします。

委員                    パブリックコメントの状況について、改めて区の認識を確認したいん  
ですけれども、今回まちづくりの基本方針、それも 10 年間の方針を決め  
るという大きな計画案だと思います。

それに対して、今回パブリックコメントが全部で 41 件というのは区と  
して十分な数だと認識しているのか、それともそうでないと思っているの  
か、どうでしょうか。

都市計画課長        件数の評価というのはなかなか難しいんですけれども、内容的にしっ  
かり読んでいただいて、読み込みをしてご意見をいただいたと。そういっ  
た本当にありがたいご意見が多かったと思います。

パブコメの件数が多いかどうかというよりは、区民の皆さんに受けとめ  
ていただいたものをしっかり踏まえて、あと説明会も 2 回行いまして、そ  
こでも多くの意見をいただきまして、そういったものもパブコメと合わせ  
てしっかり捉えて検討を加えたものですので、そのような理解でございま  
す。

委員                    件数ではないと。中身的には、皆さんしっかりと読んでいらっしゃる  
というところで評価されていますけれども、やはり件数はすごく大事だと思  
います。というのは、区民の人たちにこれがどれだけ周知できていて、そ  
の方々からどれぐらい意見をもらうかというのがパブリックコメントの目  
的だと思います。

そういった意味で、54 万区民の杉並区のまちづくりを決めるときの区  
民の意見としては少ないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

都市計画課長        件数が多いか、少ないかというのはそれぞれの見方もありますので、  
それも 1 つのご意見だと思います。ただ、今回まちづくり基本方針が、ご

意見をいただいて、つくって、これで終わりというものではないということがあると思います。区民の皆さんの意見を聞きながら、これをこれからどうやって具体化していくかというプロセスのほうがさらに大きな、大事なことだと思えます。

あらゆる面で周知徹底あるいは PR に努め、ご意見をいただきながら、これから頑張っていくということだと思えます。

委員

毎回こういうところでこういう意見を出させていただいているんですけども、これから区民の意見を聞いていく、区民と一緒にやっていくというのは毎回お聞きする答弁だと思えます。

今回は2回説明会をやったとおっしゃっていましたが、前回のときにはもっとたくさん説明会をやられていたというお話は聞いていますし、パブリックコメントの中では2回しかやっていないことが少ないというご意見もあります。

そもそも今回の計画の素案自体も、区が先頭に立ってつくってきたわけですね。区民の方々と大きな議論をしながらという形ではないと思えます。そういった意味で、区がつくったものを具体化するときに区民の意見を聞いていきます、でも方向性はこうなんですというふうな決め打ちみたいな印象を受けてしまうんですね。

でも杉並区全体としてまちづくりを考えるときに、もっと区民の方々と意見交換をして、本来の方向性をつくっていかなければいけないと思えます。それは基本構想のときにやりましたと言いますが、その一段下のときになぜ説明会が2回で、パブリックコメントがこんなに少ないのかと疑問を感じるんですけれども、いかがでしょうか。

都市計画課長

そういったご意見のいただき方につきまして、これまでも再三ご質問をいただいて、再三ご答弁していますけれども、今回は基本構想と同時期に策定したと。まず、そういった一体となった計画であるということでございます。

これも前回ご説明しましたが、基本構想策定の際には多数の区民の方にご参画いただいてやってきたと。今回、基本構想の目標が五つありますけれども、そのうち3つがまちづくり基本方針の目標と共有していると。杉並区はやっぱりまちづくりがすごく大きいんだなと受けとめているところでして、そういった面で、基本構想のご審議を踏まえ、今回の説明会ある

いはこういった場でのご議論も踏まえ、十分にご意見をいただいたというふうに感じているところでございます。

委員 十分にご議論いただけたといまお話しされていましたが、まだまだ不足しているのではないかと感じています。

そもそも基本構想と同時期につくられたから、そこで意見を聞けたんだという言い方も、そこは手法的なところでも指摘がありましたね。なぜ同時期にそれをつくっているの的な話もありましたね。そういった意味では、もっときちんと区民の声を聞いて、区民と話をしていく場を設けていかなければいけないと思います。

ちなみに、今回、審議事項としてこのマスタープランが上がっていますが、これは答申をこの場に出してしまうというのですか。

会長 それはこの審議会が決めることで、あなたが決めることではありません。事務局が決めることでもありません。委員が決めることです。

委員 もしかすると今回はもう少し議論が必要という話になれば、また次回もそういう審議が行われるという認識でよろしいのですか。

会長 はい。

ほかに何かありますか。どうぞ。

委員 ○○さんの意見に関連しているということでもないんですけども、手続き的な話で、基本構想を踏まえて、基本方針の内容はきっちりした方向性が出ているので、内部の委員だけでおやりになったことは了解して進めていると思います。

説明会の参加者が少なかったとか、パブコメの意見が少ないのかどうかはわかりませんが、説明会の参加者が異常に少なかった。ここにいらっしゃる行政の方はほとんどが説明会にいらしたんですけども、その3分の1にも満たない10人前後しか1回の説明会に見えていないということは、都市計画マスタープランの改定に当たって、区民の関心を引き起こすことができなかったということにつながっていると思います。ですから、方法として、内容的にどういうことになったかということよりも、区民の関心を引き起こすことはできなかったということは確かだと思います。

今後これを運営していくためにも、区民にこういうことが決まっていますというのをかなり徹底的にやらないと、まちづくりについての関心が呼び起こせないのではないかとということが心配材料だったと。その辺を行政

側はどのようにお考えになっているのかを伺いたと思います。

都市計画課長

その辺につきまして、もうちょっと周知の仕方があったのかとか、私どももいろいろ思うところはお指摘のように多々ございます。

まちづくりは行政だけでは当然進まない話で、何よりも区民が主体的に活動して考えていただき、区と事業者と三位一体で取り組むと。そういったことは基本方針にも条例にも書いているとおりです。

今回はこういう経過でやっていますけれども、今後これを具体化するに当たっていろんな取り組みというか、努力はしなければいけないと思います。例えば講演会であるとか、建築会さんでも催し物をしていただいたこともありましたし、そういったいろんな場面を通じて、区民の皆さんに周知を図りながら一緒に杉並のまちをつくっていこうという機運を盛り上げていきたいと考えています。

会長

ほかはどうですか。じゃあ〇〇さんと、その後に〇〇さん。

委員

今回初めてこの審議会に出させていただいているので、これまであった議論かもしれないんですが、もう一度教えていただきたいところがあります。

都市の低炭素化まちづくりということで法案が整備されて、走り出している部分があります。それに対して区の取り組みの方向性というか、幾つか文言では出てきているんですが、総括的に教えていただけますでしょうか。

環境課長

今回の都市計画マスタープランの中でも「環境との共生まちづくり方針」ということで新たに項目を設けさせていただいて、方向性を出しています。

区としては「エネルギービジョン」を既に作成していますので、区内全域で低炭素化に向けてこれからいろいろな施策を展開していくということで考えています。

中でも久我山周辺をモデル地区にしてやっていこうというような考え方を持っていますので、その辺も今後区民の方に周知していきたいと考えています。

委員

杉並区の地域エネルギービジョンがいい形でまとってきたというふうに考えています。それが今度は実践という形でこちらのマスタープランのほうにどれだけ落とし込んでいるのかというのが大変気になるところで、

ずっと文言を探しています。

例えば狭小の3階建てに対する評価ですとか、問題意識として捉えていらっしゃるのか、今後は最低敷地面積とか建ぺい率、容積率も含めて、低炭素のまちづくりに関して、極端な話として狭小3階建てに規制をかけていくのか、それとも容認をしていくのか。この10年の計画の中で、そのあたりを区としてどういう評価をされているのか。

今まではエネルギービジョンのほうでおぼろげながら課題として見えてくる部分が、今度は実践として都市計画マスタープランでスタートするという段階だと思います。

この中を拝見していると、例えば13ページの下の2-3の「土地利用をめぐる状況の変化」の真ん中あたりですが、「さらに、住宅等の敷地細分化が進み、とりわけ、敷地分割による狭小敷地の木造3階建て住宅への更新が進んでいます」という現状分析に対して、その答えはどこに載っているのかというところが読み取れないのです。区として、狭小3階建てをどう評価されているのかということをお聞きしたいんですが。

都市整備部長

今回の場合、敷地の細分化については今後規制をかけて、狭小化しないほうが良いという考え方は検討しようというふうになっていますが、木造3階建てそのものについての構造が危険だとか、そういう認識は持っておりません。ある一定の構造レベルでできていますので、それ自体が悪いというふうな認識は持っておりません。

ただ、3階建て住宅が建つところというのは、大体は、一種低層住居専用地域ではなくて、いわゆる中高層の用途のところですので、そういったところで細分化が進んでいるという現実には認識しています。

委員

先ほど久我山をモデル地区にというお話の中で、まさしく地区計画はいろいろなことが決定されていくところです。今は最低敷地面積80㎡のところを上げていくのか、現行どおりにするのか、高さ制限を変えて、3階建てを低炭素のまちづくりという観点においてどういう評価をしていくのかというところが結果として現れてくる部分だと思います。

ですから、低炭素ということと、まちづくりの地区計画で区として方向性を決定していくときに、3階建てが今は構造部分だけのお話でしたが、低炭素に向けて3階建てがどういう評価を受けているのか。

実際は、建物の中を見ると、とれる床面積に対して外皮面積、外に向

かつての壁が多ければ多いほど熱が逃げてしまうということで、狭小3階建てに関しては環境という面からすると余りよろしくないのではないかという評価も出始めている。そういう過渡期であって、マーケティング的に見れば細分化をして、1棟でも多く建てたほうが良いという方向性もあるでしょう。

先ほどの久我山をモデル地区に検討していますという話は大変踏み込んだ方向性であると思いますが、その中身が本当に低炭素を目指したものになっているのかというところをどう評価して、どうつくり上げていって、最終的に20年後、30年後のまちづくりを見なければ結果としてはできないのかもしれないけれども、せっかくモデル地区として検討していくのであれば、より広い範囲で今日いらしているような学識経験者の方に意見を聞いていただくとか、それだけを研究しているところに研究を依頼してみるとか、せっかくモデル地区ということで検討してくださっているんだったら、広い範囲に検討を広げていただくことをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

環境課長

モデル地区につきましてはエネルギービジョンができたばかりということで、これから具体的な中身を詰めていくということでございます。今の委員のお話にもありましたような、どうやって検討していくのかというのは、持ち帰りまして検討したいと思います。

委員

久我山の地区計画は今年度策定予定というふうに伺っているんですが、今ほど申し上げたことを再検討するなり、幅を広げて検討していただくには、今年度策定というのは時期が早いのではないかと常々感じていたんですが、そのあたりだけを伺って私のほうは終わらせていただきます。

まちづくり推進課長 現在、まちづくり構想を踏まえて久我山のまちづくり計画、それを踏まえた地区計画について、庁内で検討しているところです。

予定としましては、今年度中に計画をつくり、できれば地区計画までいきたいと考えているところですが、検討するに当たって、委員がおっしゃったように低炭素化を目指すといったような新たな課題等もございます。そんな中で今年度中を目指しつつも、少し検討材料も多いかなという状況でやっていますので、そういったところをご理解いただければと思います。

会長

じゃあ、〇〇委員。

委員

前回、私のほうからこれまでできたものを表示していただきたいという希望を申し上げて、今回資料として入りました。ここまで引っ張り出してくるのはとても大変だったと思いますけれども、行政の内部としても全体的なものが見える1つの手がかりになったと思います。

ただ、ひとつ言わせていただくと、意見を募集するときに、市民の方たちに、いま区はここまでできましたよというものがあって、それを見ながら提示されたものに関してどうなのかという意見が言えますので、いまここに出されましたけれども、住民の閲覧のところにはこの資料はないのですね。だから、要望としては、次回に改定するとき、意見を募集するときに、これまでの成果というようなものが出さされれば、意見も言いやすくなるのではないかということを感じて思いました。

質問なんですけれども、先ほどご説明がありました意見提出のところです。総数41件が多いか、少ないかというところも先ほど議論になっていましたが、ひとつ伺いたいのはアクセス数です。ホームページで見られるようになって、そこにアクセスした数字はどうなっているのかをお願いします。

都市計画課長

大変申しわけございません。そこまで確認できていませんけれども、広報に出して以降、お電話とか窓口でお問い合わせとか、お尋ねをされた方は相当数いらっしゃったと記憶しています。

会長

何人？

都市計画課長

アクセス数についてはまだ把握していません。

会長

電話とか何かは。

都市計画課長

電話は私が受けただけでも4～5件ありましたので、数十件はあったかと思えます。

委員

そういう記録はとても大事です。結果は41しかないけれども、アクセスしてきた人たちがどのぐらいいるのかということでも、ひとつ周知が広がっているかどうかという判断ができると思います。

平成7年、1995年のときは2回やっています。インターネットのアクセス数が2,550件、そして1,850件ということで、修正案とたたき台に関して2回数も出ている。その記録もしっかりあります。

そういうことから、住民がどのぐらいの意識を持って今回の改正に向けて能動的にアクションを起こしたのかというのをぜひ知ってほしいので

す。今回それをしなかったのはどうしてなのでしょう。

都市計画課長

広報課にまだ確認していなかったということでございます。

これから今回の改定の経緯とか過程、折々のご意見といったものを次の改定にしっかり生かすために、記録としてまとめようと思っています。ただいまご指摘いただいたことは大変重要だと思いますので、そういった点を踏まえて記録をしっかり残していきたいと思っています。

委員

ぜひよろしくをお願いします。

それと1点だけ、この中のものなのですが、自転車のことです。今の課題とか、いろいろ指摘がされて、自転車の走行環境をつくっていかねばいけないというふうになるんですが、今後どうするのかということで38ページを見ると「自転車走行空間と分離した歩行者空間の確保」とあります。

歩行者空間で自転車事故がふえているというところで、歩行者の歩行空間をつくっていくというのはいいんですが、自転車の走行空間をつくるという部分は、ひっくり返せばそうなのでしょうけれども、書き込みが足りないのではないかと思うところです。自転車の利用計画のところでも、自転車専用の走行ゾーンを杉並としてつくっていくというところも、私としては後退しているように思います。

片や警察のほうでは、自転車利用で、自転車は道路を走りなさいというふうになってきた。ただ、強くは指導していないようではありますけれども、そういうふうに打ち出しているにもかかわらず、こちらのマスタープランはそれと連携した表現にならないというのは、まちづくりを進めていく上でどこかおかしいんじゃないかとも思っているところです。

自転車道のところの記述が足りないと思うんですが、そのところはどうか。

交通対策課長

いろんなところで答弁させていただいているのは、杉並区内は狭いところが多いと。そういった意味で、マスタープランで、東京都のほうも努力している部分はあると思うんですけれども、今後、まちづくりの中で適切な走行空間を生み出せる部分ができてくれば、そういったところを道路管理者、交通管理者としっかり検討しながら進めていくという形になります。

決して後退したということではないですけれども、現状と今後の進め方



の中でいろいろ考えていきたいと思います。

委員

後退したということはないというふうにおっしゃいますけれども、文言としてやはり表す部分がなければ、どう読み込んでも。ひっくり返せば、歩行者空間の確保とあれば自転車と別にするのかなというふうに想像して読むしかないんだと思います。

やはり杉並区の区報にも、自転車の交通安全週間のときには必ず、「自転車事故がふえています」、「ルールとマナー」ということで、私も今までルールとマナーは言ってきましたけれども、それと同時に自転車の走行空間を確保していかなければいけない。

今も難しいというふうにおっしゃいましたけれども、東京都のほうでも、自転車走行実験をして問題点が出てきた中で、走行レーンをつける区道がないんだということを前もおっしゃっていました。区としても、区民の安全を守る上で杉並区内を走る都道に対して自転車走行ゾーンを求めていきますとか、そういうところがあってもいいように思うんですけども、ほかのところを見てもそこはありません。「東京都と連携して」というのをここでは書いちゃいけないんですか。それはなぜなのかというところがあってお尋ねしているんですが。

土木計画課長

自転車の走行空間を確保するのは非常に大事なことだという考えは交通対策課長が申し上げたとおりですけれども、都道でありまして、区道でありまして、幅員的な問題とか荷さばきの問題とか、自転車の実験をしたときの課題等があります。それを踏まえながら、調整しながらやっていくということは今も全く変わっていない状況ですので、今後もそれは調整していくという話でございます。

書き込みが足りないということですが、課題がやはりあるというところをご認識いただきたいと考えています。

会長

〇〇委員。

委員

それでは伺ってまいりますけれども、素案から改定案まで大変なご苦労があったと思います。ご苦労さまでした。

まず最初に、素案から改定案を完了するまでどのぐらいの日数がかかるのか、前はどうかだったのか、その辺をお伺いします。

都市計画課長

今回の改定ですけれども、もともと新たな基本構想の策定から始まったと。スタートラインはそこでございます。

基本構想が一昨年に策定されまして、その後、まちづくり基本方針の検討は昨年度の4月から始まったと。リーフレットの配付やご報告もさせていただいたところです。昨年4月から今のこの段階なので、1年4カ月ぐらいかけて、いろいろ議論を重ねてきたという経過でした。

委員 次は、我々も区民に説明する立場ですので、都市計画マスタープランの定義についてどういうふうに理解しているかを説明してください。

都市計画課長 杉並区まちづくり基本方針ですけれども、いわゆる都市計画法に基づくマスタープラン、もう一つは杉並区の基本的な方針として、基本構想に基づくまちづくり分野の分野別方針という両面の性格を持つまちづくりの方針でございます。

委員 次は、素案から改定案に至るまで、どんな課題があったのか。その辺はいかがですか。

都市計画課長 こちらにつきましては、素案策定後にいろいろなご意見をいただいて、少しでもいい計画にしていきたいという思いがあつていろいろやってきたわけですけれども、ご指摘もいただきましたが、結果として十分だったのかということやはりあるのかと思います。

ただ、その都度、最善の努力をして、できる限り多くの区民の方のご意見を取り入れてここまで来たと考えているところです。

委員 説明会の参加人数が少なかった、あるいはパブコメの件数が少なかったという指摘がありましたけれども、一部で意見として「前回のほうがわかりやすかった。今回のものはわかりにくい」という指摘がありました。その辺についてはどういうふうに理解していますか。

都市計画課長 今回のものは、改定の基本的な考え方は、全体的になるべく記述を簡潔にまとめていこうと。基本方針なので、方向性はだれが見てもわかりやすいようにということで、結果的に冊子のページ数も半分近くになっているわけです。そういったことに意を用いたわけですけれども、もしそのようなご意見があるとすれば反省すべきことかと思えます。

委員 1つは手続き重視、あるいは事務的に流れたという側面はなかったんでしょうか。

都市計画課長 手続面で前回の改定と一番大きく違うのは、パブコメの手続きが条例化されたこと。区として区民意見をしっかり受けとめるパブコメ、区民意見提出手続きが条例化されたというのが、1つ大きかったと思います。

そういったことで区として区民の皆様のご意見をしっかり受けとめるツールができたことが前回と違うところでもありますので、そういった面で受けとめ方の差が生じたところもあるのかなと思います。

委員 パブコメを成功させるために事前にどのぐらい検討したのか、また経費はどのぐらいかかったのでしょうか。

都市計画課長 1人でも多くの区民の皆様目に触れることが、まず第1だと思います。そのために、広報とかホームページは当たり前です。できる限り周知をしたつもりなんですけれども、結果として、もうちょっと多くの区民の方に知っていただくことができる方法がもしあるならば、これからはぜひ考えていきたいと思っています。

委員 パブコメの中身を見ますと、井草、上井草、下井草、荻窪の北口と南口など、自分たちの利害に関することに対しては意見が出ています。ですから、方向性という漠然としたもので関心を惹起するのはなかなか難しいということがありますが、今後はどんな工夫をしていくのでしょうか。

都市計画課長 確かに、ご指摘の点はしっかり考えなければいけないところだと思います。先ほど申し上げたように、今回のこれがゴールではなくて、あくまでこれから10年間の杉並区のまちづくりの方向性をお示しして、具体的にはこれから住民の皆さんが中心になって考えていこうと、ようやくとば口に立ったということでございます。

その辺はいろんなチャンネルで具体的に、あるいはこういったイベントがあるから来てくれとか、こういった講演会はどうだろうとか、逆にそういうアイデアも頂戴したいところです。そういった中で、できる限りやっていきたいと思っています。

委員 次に、修正について伺います。

必要な修正を行うという考え方を出示していますけれども、必要な修正とはどういう条件のことなのでしょうか。

都市計画課長 必ず修正するのは私どもの単純なミスとか、事実誤認とか、法令解釈の誤りや上位計画との不整合とか、そういったものはまず修正しなければいけないことだと思います。

そのほかで今回の上井草の修正ですけれども、決してそういう意味ではなかったのですが、結果的に地域を限定したような誤解を生じてしまったと。そういった誤解がある以上、できる限り区民の皆さんにわかりやすくし

たいということで修正を加えるという考え方でございました。

委員 今後、根拠と妥当性があり、また多数の区民の声が結集した場合はどんどん取り入れていく、修正していくということで理解していいですか。

都市計画課長 これはあくまで基本的な考え方をお示ししたということで、当然これから具体的に考えていくことについてはいろいろなご意見があると思います。そういったご意見をその都度しっかり聞きながら、正しい道に進んでいくということでございます。

委員 次に、改定の目的と特徴を述べてください。

都市計画課長 今回の一番の改定の目的といいますか動機は、基本構想に伴う整合性の確保ですけれども、何よりも東日本大震災の教訓を踏まえまして、災害に強いまちづくりを強力に進めるには今何をすべきかというのが一丁目一番地ということです。災害対策、狭あい道路、不燃化対策といったものを強く取り入れたということでございます。

委員 前回、これまでの取り組みと成果についてわかりやすい一覧表をつくっていただきたいと要望しまして、つくっていただきました。大変なご苦勞があったと思います。こういう立派なものができ上がったので、自信を持って仕事をやっていただきたいと1つ要望しておきます。

次に、狭あい道路と都市計画道路の関係が記述されていますけれども、狭あい道路については強い決意で臨むと。また、財源の裏づけも確保できそうな状況ですけれども、都市計画道路の遅れが今後の災害に強いまちづくりについて大きな問題になってくるんじゃないかと思います。その辺はどうですか。

土木計画課長 都市計画道路は確かに南北方向の道路交通等のこともありますけれども、そのみならず災害時の避難道、ご指摘のとおり延焼遮断帯として大変重要だと考えています。

今回、区間をある程度明確にしたこともあります。それから、効用の高い部分について、特に新たな手法を検討するということが打ち出していますので、区の体制をきちんと整えて、区民のご意見も十分伺いながら着実に実行してまいりたいということで方針を策定させていただきました。

委員 この改定案を成果あるものにするには、企画や財政との連携が重要になってくると思います。財政なくして事業はありませんから。その辺はちゃんとできるのですか。また、体制整備が用意されていますか。

都市計画課長　　今回の検討に当たりまして、全庁的などということ、当然企画、財政部門も含めて、区として一体となってまず検討したということでございます。

この基本的な考え方を具体化するに当たって、先ほど申しましたけれども、区の例えば実行計画のローリングの際に具体的に盛り込み、毎年度の予算でご審議をいただいて、しっかり財源の裏づけをとっていくことを繰り返しながら実行していくと考えています。

委員　　大変なご努力とご労苦のもとにこういう改定が示されました。54万の区民にとっては大変な問題ですが、これを実現するには強力なリーダーシップが必要になってまいります。

したがって、この場でそれぞれの部長の決意表明を聞いておきたいと思っております。

会長　　いや。審議会ですということをやるのはなじまないんじゃないかと、委員の皆さんに聞きたいんですけども。要するに事務局対審議会という関係じゃなくて、審議しているのはこっち側だけで、という立場でいくとね。

委員　　わかりました。区民代表として実効性、成果のあるものを期待しているわけですが、会長のご指摘がありましたので、それは抜きにします。

最後に、パブリックコメントが条例化されて、ここにいろんな事業の岐路があると思います。したがって、今後パブリックコメントを実施する場合は万全の体制で臨んでいただきたい、成果が出るように取り組んでいただきたいと要望しまして終わります。

会長　　どうもありがとうございました。

ほかにはどうですか。では、〇〇さん。

委員　　参考資料の別紙1「杉並区まちづくり基本方針パブリックコメント結果報告」の2ページです。区民から上がってきた意見で、一番下の8番を読みあげます。「都市計画マスタープランには、人口減高齢化への危機感が感じられない。生活インフラの老朽化によるコスト増を見込む必要がある。災害に強く、安全・安心みどり豊かな環境で快適に暮らせるまちの基盤整備や保育所の充実で一杯で、大規模再開発の余裕はない。」という意見が上がっています。生活インフラの老朽化という指摘が出ているわけで

すが、これに対する区の考え方は読み上げませんが、区立施設の問題だけに答えていますね。

通常、生活インフラの老朽化というとはまず道路を思い起こし、橋梁を思い起こし、区ではないですが、上下水道を思い起こしということだと思えます。この点はどういうふうにお考えなのか、説明していただきたい。

都市計画課長

ご指摘のように、当然道路や橋梁等は最も基本的ないわゆる生活インフラだと思います。そちらにつきましても、既にそれぞれ道路白書あるいは橋梁白書ということで、今後計画的に保全していくことをしっかり打ち出しているということもございます。

これについてはそこまで書き込んでいないんですけれども、当然ご指摘のような点も踏まえて、トータルで見ていくべきだと考えています。

委員

それで基本方針に戻るんですが、総合方針をいろいろ見ても、各方針の冒頭に現況と課題がいろいろ書いてあります。ここに生活インフラの老朽化の問題について位置づけがないんですが、それは何か特段の理由があるのか、向こう 10 年ぐらいだと老朽化の心配はないという認識でまとめたのか。このあたりはどうなんですか。

都市計画課長

やっぱり 10 年計画は 20 年先も見据えたものということもありますので、決して 10 年だから関係ないという考え方はありません。生活インフラの整備をどこに書くかというのは別なんですけれども、今回の整理では、私どもが主体となることができる区立施設の再編整備ということで、まずはそういった考え方を打ち出したということもでございます。

委員

具体的方向性の中で少し橋梁に触れられている部分はあつたりしますね。防災という観点ではあるんですが、防災だけではなくて、橋梁は一時期ありましたね。強度に問題があるということで対応したところもあるわけです。

現況と課題に明確な記載がなかったので気になったのと、区民の指摘としては生活インフラの老朽化を心配されているんですが、区の回答としては区立施設の更新の問題だけで済ませているように見えるので、このあたりは改善が必要かなという思いもあります。いかがですか。

都市計画課長

こちらの資料の文は、要約をしていますので、もう一回原文を読んでみまして、必要であれば何か考えたいと思います。

委員

最後になりますが、このパブリックコメントで出された意見は大規模

開発の余裕がないという指摘です。この点について明確な回答がないですが、いかがお考えでしょうか。

都市計画課長        そちらについては直接的に回答するというのではなく、冒頭で保育所とか防災対策とか、だれもが安全・安心なまちづくりの推進は急務であり、着実に進めていくというところにこの考え方を出したというふうにご理解いただければと思います。

委員                    ちょっと時間もあれなので、さらにご質問したい方はいますか。  
では、あと3人ぐらいに限定したいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員                    ちょっと掘り返すようであれなんですけれども、2回の説明会に参加された方が10名前後だったというのは僕も確認が全然できていなかったのですが、実際に2回で何人参加されていて、どういう状況だったのかを改めて確認させていただいていいですか。

都市計画課長        12人と13人で、全部で25人ということです。ただ、厳しいご指摘も含めまして、かなり活発なご意見を頂戴したと考えています。

委員                    議論するにはちょうどいい人数なのかもしれないんですけれども、その中の厳しいご指摘はパブリックコメントの結果報告の中に入っているという認識でいいんですか。

都市計画課長        説明会でのご意見はパブリックコメントではなくて、パブリックコメントは所定の様式に沿ってお出しいただいたものと考えています。ただ、説明会で伺ったご意見が出てきたなというものもございました。

委員                    そうすると、説明会に出た意見というのは、パブリックコメントで同じような意見が出てこない限り、基本方針の案の中には反映されないということですか。

都市計画課長        そうではなくて、今回の別紙2をごらんいただくとわかるように、パブコメの意見のほか修正箇所がたくさんあり、その中にも当然入っているものがあるということでございます。

委員                    了解しました。  
あともう一つ、先ほど〇〇委員から、前回の基本方針策定の際に、たたき台と修正案で2回とありました。いわゆるパブリックコメントと同じような意見募集が前回は2回行われたということですか。

都市計画課長        前回、平成13年ごろですけれども、1回たたき台といういわゆる素案

的なものを出してご意見をいただいて、それを修正して見直し案をつくり、都計審の皆さんのご意見も伺ってというようなことだったと思います。

会長 今回は2回やらなかったわけですか。

都市計画課長 今回は、そういう意味で素案ということで、5月に本審議会に前の案をお示ししているということでございます。

会長 平成13年のやり方と今回のやり方がどう違うんですかと聞いているんです。

都市計画課長 大変失礼しました。平成13年、前回改定の際は、ご指摘のように最初の素案の段階で1度区民の皆さんにお示しして、ご意見をいただいて、2回目の案をつくったということです。

今回、最初の案は本審議会あるいは議会にお示したということでございます。

委員 いま委員の皆様からのご意見もあったんですけども、区民への周知と区民の皆様の意見収集が今回はきちんとできていないということがすごく問題点として挙げられているのではないかと。

会長 あなたが言う「きちんと」というのはどういうことを定義するのですか。

委員 区民の中に周知がされていない。

会長 どうしたら周知されたこととして、どうなったら周知されていないこととするのですか。

委員 数値的などころはやはり難しいと思いますけれども。

会長 そう言わないと、きちんとしているかどうかというのは判断できない。

委員 そうですね。難しいんですけども、説明会の数がやはり足りないと思います。今回の12人、13人の参加は、本当に少ない数だと思います。

会長 ほかの区民は行かなくても了解したということでも出なかったということも類推されるかもしれないし、全然周知されていないから参加できなかったと類推することもできるし、そこはいろんなとり方があるわけです。

委員 とり方がいろいろある中で、審議委員として参加している私の認識として少ないと感じています。これからもっと区民周知を多くするように、区民の意見をしっかりやって聞いていくようにというお話を皆さんがされていたのも、そういった状況だと思います。実際に今後の方針が決まった



後の具体的なところは区民の皆さんと考えていきたいというのは、都市計画課長からもお話があったとも思います。

今回修正して、もう一度例えば七つの区域に分けているそれぞれの区域で、区民の方々とかこういう計画を今つくっていて、これについて皆さんと議論がしたいんですという形でお話を持っていく必要があると思います。

そういった形で条例にのっとってパブリックコメントをして、それで終了ですではなく、もっと心を砕いて、今後の10年を決める重要な基本方針なので、区民の方々に意見を仰ぐということをマスタープラン策定のときに、これから行っていったほうが良いと思います。いかがでしょうか。

都市計画課長

次回の見直しにどのような手法をとるかというのは、まだこの場で申し上げるべきではないと思います。

いま再三おっしゃられている例えば2回が多いとか少ないということも、これも再三で申しわけないんですが、回数ではなくて基本構想と同時期にやったと。基本構想の過程でも区民アンケート、意見交換会、基本構想審議会の第1部会におきましても、まちづくりに関して多くの議論が出されています。そういった中で、できる限り区民の皆さんに直接、間接を問わず、ご意見を頂戴したと私どもは考えています。

ただ、次回をどうするかにつきましては、次回の検討課題というふうに考えています。

委員

僕がいま言いたかったのは、まちづくり基本方針、マスタープランの改定を次回の10年後にやるときにどうするかというよりも、今回の改定で修正した案について、もう一度区民の皆さんに諮るべきじゃないかということを意見として上げています。

都市整備部長

今日、所定の手続きを踏まえて本審議会に諮問していますので、そうした考えは持ってございません。

委員

審議委員としてそれは要望します。この審議会の中での皆さんのご意見もそこに反映されるべきだと思いますので、私はそういう意見を持っています。

会長

〇〇委員。

委員

〇〇です。私は今回から参画ということで、送られてきた資料を拝見しまして、震災に対する私たちの思いが本当に凝縮されていることに対して大変評価しています。

福祉救援所につきましても私どもがつい最近提案していましたが、これらもしっかり組み込まれたことに対して、本当に区民の声が入っているという印象を受けています。

ただ、屋敷林のところ、地域住民と協働というところを踏まえているんですけど、これから 10 年後を見ていきますと、ここに記載されているのはかなり広い地域の屋敷林です。私どものところにも何カ所かあるんですが、そこは住宅地の中の屋敷林です。周りの人たちが高齢化していくので、とよ（樋）に木の葉が詰まったりするのが大変大きな課題になっています。私もはしごを持って行って取ったりもします。

そういった地域住民との協働はここに記載されているんですけど、都心の中の屋敷林という意味で、もうちょっと具体的な提案があるといいかなと感じています。そこら辺はどのようにお考えですか。

みどり公園課長 屋敷林の保全につきましては、これまでもご議論いただく中で、委員ご指摘の周辺住民の高齢化の問題も含めて、屋敷林や農地の保全地域は緑地保全方針を今後策定していく中で、区としてあるいは地域として協力して何ができるかを考えていきたいと思えます。

委員 地域住民も 10 年後には年をとってきますし、今もかなり高齢なので、ぜひお願いしたいと思えます。

それから、帰宅困難者のところで、いま私立の高校につきましては拠点になっているんですか。

帰宅困難者の記載がありまして、いろいろなところで、今も多くの会社自体がいろんな備蓄品をそろえるようにしています。学校というのは大変大きな安心・安全の場でありますので、学校がそういう形になるのは当然だと思います。私立校に関しましてその記載が遅れたような印象がありましたので、確認です。

会長 学校が帰宅困難者を収容する施設だというふうにごどこかで認定されているのですか。余り聞いたことがないので。

委員 東京都の場合はそういうふうにはしています。都立高校とか。

まちづくり担当部長 地域防災計画の中でそういったことに直接触れることになっていますが、いま防災課長がおられませんので。

ただ、私立学校等も広大な敷地を有していますので、震災等の際にはそれを有効活用できるような形で考えていると思えます。

会長  
委員

〇〇委員、どうぞ。

〇〇です。これだけ資料をつくるのは大変だったと思います。よく読ませていただきました。

この資料について質問なんですが、25 ページで貴重なみどりの減少と住宅敷地の細分化が問題だということがテーマになり、そのとおりだと思います。これを解決するには具体的にどうしたらいいかということも検討して、中に入れていただきたいと思います。

いま宅地の細分化が徐々に進み、屋敷林などのみどりの減少と狭小敷地に住宅が立ち並ぶ建て詰まりが進み、これを何とかしなければいけないということです。

例えば日本で芦屋などは、1 件の敷地面積がきちんと決まっていて細切れにはできない。100 坪のお屋敷に住んでいる社長の会社が潰れたというときに、東京方式ですと、半分を売って半分で食いつなぐとかアパートをつくるというやり方が一般的です。芦屋のルールでは、それはだめだと、全部丸ごと売って丸ごと住んでもらう人と取りかえっこするというルールになっていると、例外ですね。アメリカではそれが当たり前です。

そういうルールづくりもきちんとして、この地域の最低建坪は 50 坪とか 100 坪とか。見ていますと、25 坪になってしまいますと、隣が揺れるとこちらにぶつかるというような家が結構目につきます。地域にもよりますが、例えば荻窪地域とか、いろいろ分類してあります。その地域ごとに、ここは最低坪数を何坪にするというルールを地域と相談して決めていくことが大事ではないかと思います。

次が、49 ページの空き家の状況に対して対策を検討しますと。やはり区内を歩いていますと、空き家が相当目につきます。「空き家の状況に応じた対策を検討します」となっていますが、具体的にどういう対策をやるのかも検討する必要があると思います。

なぜ空き家になっているのかというのは個々に多少の違いはありますが、1 つは空き家をおいておいたほうが固定資産税は安いということです。空き地にしてしまうと税金が高くなるから、ぼろ家でも何でもおいておいたほうが得だと。それから、親が死んだので売るには気が引けるけれども、子供たちは勤め先に便利なところに移住しているという例が結構目につきます。これは国や都と相談して、家があってもなくても土地の固定資産税

は変わらないというルールにしたら、空き家が少しは減るんじゃないかと思えます。

それから、53 ページの民有地のみどりの保全・育成も大変いいことだと思います。その下のほうに「農地や屋敷林、樹林地など、杉並らしさを象徴するみどりの喪失を防ぐため、区、区民及び事業者の協働によりみどりを増やす取組を進めていくことが必要です」となっています。これも必要なんですが、肝心なことが抜けています。やはり国や都とよく相談して、相続税の問題も検討してもらいたいと。

屋敷林がなぜなくなるか。私もいま住んでいるところが神明中学のそばなんですけど、すばらしい屋敷林があります。あと1、2度相続がありますと、あれはペアになると思います。相続税を払うために、屋敷林の木を切り倒して更地にしないとどうしようもないという場面が一般的なんです。

ですから、屋敷林を存続させる方法の1つとして、税法を変えてもらって、現状維持の屋敷林でいくなれば神社の森と同じように固定資産税は取らない、相続税も取らない、対象外にするというような思い切った方法を考えないと、ただ一生懸命やりましょうだけではどうしようもない。

いま杉並で立派な屋敷林が消えていくのは相続税が原因だということも、この場で皆さんに理解しておいていただければと思います。以上です。

都市計画課長

貴重なご意見をありがとうございます。今、るるご指摘いただいたような内容につきましては、私どももそれぞれ問題意識は持っています。この計画の中にも、方向性としてはそれぞれ書き込んでいるところです。

ただ、固定資産税あるいは相続税等の税負担の問題につきましてはなかなか区だけでという課題ではなくて、大きな課題になってしまいます。いずれにしましても、今後、問題意識は共有するところですので、これをもとに具体的に何ができて、何ができないのかをしっかりと検討していきたいと思えます。

委員

どうぞよろしくお願いします。

会長

ということですがけれども、採決に入っているんですかと聞きたいんですが、まだご意見がありますか。

では、〇〇委員、それから〇〇委員。

委員

区民の意見の尊重という立場から意見を申し上げておきます。

〇〇委員の考え方も1つですが、都市整備部長の所定の手続きが終わっ

たからもう説明会はやらないというのも1つの大きな理由だと思います。

意見を見ますと、各テーマごとに貴重な意見が数多く出ています。ですから、恐らく再度開催しても、新しい意見はなかなか出てこないんじゃないかと思います。したがって、現状のままでいいということを申し上げておきたいと思います。

会長  
委員

では、〇〇委員。

1点だけ、要望です。今回、道路の交通体系にかかわる具体的な方向性ということで、8路線の整備を優先的に促進するということが盛り込まれています。

パブリックコメントで意見を聞きましたということであると思いますが、道路とか都市計画にのっとって具体的に進めていくということは、そこにお住まいの方々の生活があるということなので、8路線を決定するのは本当に大きなことで、そこにお住まいの方々にどういった周知をするのか。これからの住民の合意形成に向けて、全力で説明会なり合意をいただくための努力をしていかなければいけないと思います。その部分だけお尋ねして、終わりにしたいと思います。

会長  
委員

何についての合意形成をするのですか。事業することを合意するということですか。

道路の8路線が決まったということは、そこにお住まいの具体的な個人の生活があるわけで、その方たちにある程度その事業に対して納得していただく、要するに、立ち退きにかかってしまう方たちへの説明とか、そういった部分が手薄であると、せっかくここで8路線を決めて、住民の全体的な、体系的な整備を進めていこうということを私たちのこの審議会で決めたとしても、実際に着手して、実現していかないと思います。

実は今まで都市計画ということで公園とか道路の整備を進めてきた工程を区民として見ていると、決めたのはいつか決めたんだろうと。いきなり生活している自分の家を立ち退かなければいけなくなったという方のご意見をかなり聞いてきた関係で、その部分を区のほうがきちんとやっていますと。実際に立ち退かなければいけない住民の方たちに納得していただくための努力もしていかなければいけないと思います。

例えば60歳、70歳で生活の場所を移らなければいけなくて、それがきっかけで認知症が始まってしまったりとか、本当に切実なご意見を伺っ

ています。このあたりも背景として踏まえて、本当にやるということを今回の審議会で決めるわけですから、そこの部分のお話というか、やってほしいという要望を含めて、1点だけお尋ねしたいということです。

土木担当部長

都市計画道路は都内にたくさんあるわけですが、これは計画決定されていまして、区はその必要性を認識しています。その中で今回掲げたのは、やはりいろいろな観点から必要性の高い路線、区間をお示しています。

実際に事業を進めていく段階に向けて、さらに今は優先整備路線ということで、例えば区施行では3路線を決めていますけれども、そういったものの見直しも近々予定されています。

そんな中で、1つは具体的な計画を次にどこに絞っていくのか。それから、その先で事業を進めていくに当たっては地域の皆様への丁寧な説明、補償ですとか、そういった話はさらに事業を具体的に進める段階でそれぞれきちんとしてまいります。そういったことでよろしく願います。

委員

きちんとというところの中で、例えば区報に載せましたとか、パブリックコメントはもうこの時期は締め切りましたということではなくて、具体的にその場所にお住まいの方はわかるわけなので、例えば自宅へのポスティングなり、説明に上がるなどして、知らなかったとかいうことがないように重々お願いしたいという要望です。

土木担当課長

いま私が申し上げましたのは、実際に事業になりますと、当然道路の場合は道路計画にかかる土地の所有者の方、地権者の方がおります。重要なことですから、そういった方には全て個別にお知らせして、個別に対応してまいります。

会長

お2人の食い違いは、土木担当部長が言っているのは本当に事業にかかるかどうか、8路線といっても10年間の中で来年やるようなケースもあれば、10年後に着手するかもしれないところもあり、いま全部を個別にやると混乱が起きちゃう。

実際にその人の人生設計の中で、いつ起こるかわからない。先の話ですけども、確実にやりますよと。だけど10年か、下手をすると15年かかっちゃう路線と明日やる路線はまだちゃんと決まっていない。本当にやることになればそういう説明に個別に入りますということで、入らないとは言っていない。だけど、決めたからといっていつやるかわからないとい

う悩みだと思えます。

それでは、だいぶ時間がたったので、採決に入りたいと思えます。皆さんの意見を総合すると、これでかちっと決まったということではなくて、大きな意見が出てきて、これを修正することはやぶさかではないというふうに受けとっていいんでしょうか。採決する前にそれだけ確認しておきたいんですけれども。

いろんなことを言われたときに、書いていないからやらないということではなくて、10年間で何か出てきた時に直すことはやぶさかではないと言ったように聞こえたんですが、本当にそうですかということだけ確認したいのです。

都市計画課長　この先10年、どのような社会・経済状況の変化があるのか、そもそもわからないということもありますので、ご指摘のように……。

会長　社会・経済状況の変化だけですか。区民の意見で変えることもあるんですか。

都市計画課長　これは基本的な考え方をお示ししたものですので、具体化に当たってはご指摘のようにいろんなことが考えられると思えます。

会長　そういうことの弾力性を持っているという意味で原案を出されてきたと。

委員　そうすると、附帯条件をつけるのか、つけないのか。

会長　私は、附帯条件じゃなくて議事録に残しますから、そういうことで対応していただければいいと思って言ったんです。

都市計画課長　ご説明をちょっとはしよったので、より丁寧にご説明します。

このまちづくり方針そのものの中身は、例えば書き方を変えるとか、そういうことは私どもだけで勝手にできるものではありません。もしそういうことがあれば、今回の改定と同じような段取りを踏むのが当たり前で、その上でということになろうかと思えます。

会長　そういうことをやる覚悟がありますかということを確認しているのです。要するに10年物なら中間でレビューをして、直すところは直すというチャンスがあるんですかということと同じことなんですけれども。

都市計画課長　当然同じような手続きを踏んで、きちんと直すチャンスはあると考えてございます。

会長　そういうことを前提にして、この案をご承認いただけるかという採決

に入ってよろしゅうございますか。

では、この案を承認するというこゝでよろしゅうございますか。

(異議なし)

委員

これに対して異議とか。

会長

どうぞ。「私は反対します」と言ってください。

委員

私は反対です。

会長

〇〇さんは反対。

委員

私も反対です。

会長

〇〇さんも反対。じゃあ、全員一致ではないですけども、かなり多数で、多数決で決めましたということにさせていただきます。

その次に報告事項が2件ありますが、最初はバリアフリーの説明をお願いします。

調整担当課長

私からは「杉並区バリアフリー基本構想」の策定につきまして説明させていただきます。

お手元の資料の確認をお願いします。表紙と別紙1がパブリックコメントの結果報告です。別紙2が修正箇所の一覧、別紙3が本編でございます。最後に概要版を配付しています。

それでは、ご説明させていただきます。平成25年5月に公表しました「杉並区バリアフリー基本構想(案)」につきまして、このたび区民等の意見提出手続きの結果等を踏まえまして、一部修正をして、基本構想を策定することとなりましたので報告します。

まず、区民等意見提出手続きの実施状況です。5月11日から6月10日の期間に「広報すぎなみ」、区ホームページ、文書による閲覧により公表を行っています。

意見提出につきましては、総数で33件、34項目いただいています。

提出された意見と区の考え方につきましては、別紙1のバリアフリー基本構想パブリックコメント結果報告をごらんいただきたいと思います。ここで出ましたご意見の概要と区の対応は、表にお示ししたとおりでございます。

最も多かったのは方南町駅のバリアフリー化整備の早期実現を求めるもので、同趣旨のものが24件ありました。その他にはカラーバリアフリーや心のバリアフリー等に関するご意見もいただいています。



なお、方南町駅のバリアフリー化につきましては、本基本構想では事業者である東京メトロと協議の上、実施期間を平成 28 年度から 30 年度までの完了を目指す中期事業としています。

これまでも駅利用者、区民の方々、議会等からもバリアフリー化の 1 日も早い実現を求める強いご意見がありますので、東京メトロは工事着手に向けまして必要な手続きや設計業務を早急に進め、平成 28 年度の工事完成に向けて現在努力していると聞いているところでございます。

また、エレベーターとエスカレーターの設置まで時間がかかりますので、先行しまして西口に現在ある階段に、階段昇降機を秋ごろまでに設置すると伺っています。

次に修正箇所ですが、別紙 2 の修正箇所一覧をごらんください。パブコムによります修正は 10 カ所行っています。記載のとおりでございます。

主な修正点ですが、バリアフリー重点整備地区における取り組みの中で、方南町駅のバリアフリー化につきましては、先ほども言いましたように区としても東京メトロに対して強く働きかけているところですが、本基本構想の中でも、区みずから積極的に取り組んでいく姿勢を示すためにも、表の 7 番目の公園整備と 8 番目の保健センターの事業につきまして、再度所管課と協議しまして、前倒しで早期に事業を進めていくというところで現在考えています。

その他、修正箇所としては挙げていませんが、校正による表記、誤記の訂正を 53 カ所行っています。これらを修正したものが別紙 3 の本編になります。また、これらの修正に伴いまして、概要版につきましても同様に修正を行っています。

7 月 23 日、先般開催しました杉並区バリアフリー基本構想検討協議会におきまして、これらの修正等について説明させていただきました。委員の方々からご意見、ご質問をいただきましたが、特に変更点はなく、原案で了承をいただいています。改めて本審議会の委員であります村上委員と大原委員におかれましては、基本構想の検討に当たりまして、会長職と副会長職としてご尽力いただきましたことを御礼申し上げます。

今後は、重点整備地区では駅のバリアフリー化を初めとしまして、各事業の目標を定めて重点的にバリアフリー化整備を進めるとともに、区内全域におきましても各地のまちづくりに連動した事業や都市計画事業に合わ

せてバリアフリー化を推進してまいりたいと考えています。

そして、関係事業者の皆様のご協力はもとより、区民の皆様のご理解とご協力を得ながら着実に整備を進め、ユニバーサルデザインの考え方に基づきます「だれもが、どこでも、自由に、暮らしやすく」できるまちづくりの実現を目指してまいりたいと考えています。

今後のスケジュールですが、上位計画であるまちづくり基本方針の改定スケジュールに合わせまして、広報、ホームページ等により公表してまいります。

私からの説明は以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

ご質問はありますか。〇〇委員。

委員

今回は方南町のエレベーター設置ということが 33 件中 24 件、3分の2に匹敵するぐらい意見が出ていたということで、区民の皆様からすごく重要視されていたことがこのパブリックコメントからわかります。

私も議会などでバリアフリー化を求めるようにということで区にお話をさせていただいて、事業者の東京都メトロに働きかけをということで、今回 28 年の完成に向けて東京メトロがいま進めているというふうに先ほど説明がありました。これは 28 年度なのか、それとも 28 年中なのか、そこを聞き漏らしたので教えていただけますか。

調整担当課長

東京メトロからは平成 28 年度の完成を目指していると聞いています。

委員

28 年度ということは、29 年 3 月末までが目標という認識ですね。

中期目標とされている中でも、3 年間の 1 年目ということで、東京メトロからそういった形でお話があったというのはすごくうれしいことだと受けとめています。そういった形で、区から東京メトロへ要請がいろいろあったということも、本当に大変だったと思います。

今回、方南町駅についてはテレビでも報道されていましたが、「ベビーカーおろすんジャー」というようなボランティアの人が出てきたりとか、ベビーカーや車いすを使った方々が利用しづらい駅ということにもなっています。

28 年度完成は大変すばらしいと思いますけれども、それが本当にしっかりと 28 年度内に終わるよう、またできれば前倒しで工事が進められるよう、区としてこれからも東京メトロへの働きかけと協力等を進めてもら

いたいと思います。いかがでしょうか。

調整担当課長

ただいまのご質問ですが、先ほどの新聞報道にありましたベビーカーでお困りの若い世代の方々のためにボランティアが、東口のちょうど駅の入りの前におられます。そういった社会的な要請もありまして、住民の声が東京メトロにかなり伝わっています。

東京メトロとしては、早期実現を目指して進めています。今回はホームの延伸とか、だれでもトイレの設置、駅舎も古くなっていますので改良も含めて土木工事をしながら、最終的にはエレベーター、エスカレーターを設置を先ほど言いましたように平成 28 年度を目指して努力していますので、よろしくお願いします。

会長

ほかはどうですか。〇〇委員。

委員

本編の 1 ページに「基本構想策定の背景」があります。2 行目に高齢化率 19.66%とありますけれども、杉並区は 20%を超えたというふうに最新情報では聞いておりますが、いかがでしょうか。新しくこれをつくるわけですので、最新情報を載せたほうがいいと思いますけれども。

会長

それは、24 年 1 月 1 日はこうだったということを 25 年 1 月 1 日に変えるということですか。

委員

そうです。新しい情報を載せていくべきだと思いますけれども。

調整担当課長

この資料を作成したときはこちらに表記されている平成 24 年 1 月 1 日のデータがありましたので、このように表記しています。最新のデータがあれば、もう一度確認しまして、出せるものは考慮していきたいと考えています。

委員

もう一点、今回は交通バリアフリーだけでなく、ユニバーサルデザインという視点も入れてこの策定をしたというふうにあります。ユニバーサルデザインのところに入ると「快適に暮らせる」とか、「安心して生活できる」とか、また「わかりやすいか」、「自由に移動できるか」というのはもともとあったものですが、それに加えて「楽しめるか」という視点が入ってくると思います。これを拝見したときに、「楽しめる」という部分がちょっと足りないと感じました。ただ、商店で買い物をすることでは「楽しめる」ところがあるのかもしれませんが。

その中で 1 つ、よく高齢者の方もおっしゃるんですけども、自分が引きこもりにならないために商店にお買い物に行きたい、そのときに 100

メートル置きぐらいにベンチが欲しいという声があります。一般道路のベンチの記述はありますが、商店街のところはどうかというと、商店に入るところのバリアフリーという視点はあるんですが、そこでお買い物をする人たちはどうなのかということが抜けていると思いました。

もう一つ、「楽しむ」というところで、世田谷の農園を拝見したときに、高齢者と障害者に対応する農地で、要は、プランターのすごく大きいもの、畳1畳、2畳のものが、地面を少し高くした地上から1メートル弱ぐらいのところ設置されています。それは高齢者、障害者用の区民農園として利用が可能です。そういった方たちも利用できる、「楽しめる」という記述がこの中では見当たらなかったんですが、そういう視点が欲しいと思いました。

今からでは無理なのでしょうか。この計画を策定する中でそういったご意見がなかったのかどうか、それも含めて「楽しめる」ということで伺いたいと思います。

調整担当課長

ただいま委員からご指摘がありました点につきましては、区のほうも十分認識しているところでございます。

今回のバリアフリー新法では心のバリアフリー、国民の皆さん一人一人が思いやりの心とか、お互いを助け合って、支え合って、居心地のよさを自分たちの手で築いていくというお話もあります。

委員の意見としていただいた要件はそれぞれの施策の中で展開していく事業ですので、これからバリアフリー連絡会を立ち上げて、そこで検証していきながら、今後の施策についても検討を進めてまいりたいと考えています。よろしく申し上げます。

会長

ほかはどうでしょう。〇〇委員、〇〇委員。

委員

大変よくできていると思って、バリアフリーに関する方向性は読んでいていいなと思いました。

これを実際に実行していく中での質問です。バリアフリーということで各私鉄設置管理者の努力義務ということになってくるんですけども、特に民間のスーパーとか、メトロさんもそうだと思いますが、これをバリアフリー化することによって当然お金もかかってくる。そういったものに対する国や区の補助であるとか、そういう法律的なものはどういったものがあるんでしょうか。

調整担当課長 国の補助の件についてのお尋ねです。東京メトロは、事業として都や国に補助金をもらいながら整備を進めてまいります。当然、建物の建築に関しましてもさまざまな助成制度がありますので、その制度を活用して事業を進めていかれるものと思います。

既存の建物につきましては、例えばエレベーターを設置するのは法的になかなか難しい部分もありますので、将来建て替えをするという機会を捉えて整備をしていくという考えもあります。

委員 例えば、ここにみずほ銀行さんとかサミットさんを書いてありますね。今回のバリアフリーに絡めてという区の補助金というものはあるんですか。それとも、区はなくて東京都になるんでしょうか。

調整担当課長 ただいまご指摘の点につきましては、補助金はありません。

会長 それでは、〇〇委員

委員 今回の補助金のところなんですけれども、別紙1に方南町のエレベーター、エスカレーターの設定までに時間がかかることから、先行して西口に階段昇降機を設置するとありますが、これもメトロがやるのですか。

調整担当課長 はい。

委員 そうすると、先ほど東口では青年が「ベビーカーおろすんジャー」をして頑張ってくださっているわけです。区はそちらのほうにお金を出してもいいんじゃないかと思うんですけれども。

調整担当課長 まず、西口の昇降機はメトロが設置します。それから、階段の上にインターホンを設置しまして、お困りの方がいらっしゃればインターホンを通じて地下の駅員室まで連絡が行くようになっています。

東口につきましては、駅の構造的にエレベーターやエスカレーターがなかなか設置できない部分があり、先ほど意見が出ましたけれども、ボランティアの方々にベビーカーの乗り降りをお願いしている状況があります。

メトロも当然十分認識してまして、例えば人的に対応するのか、それとも……。

会長 そうじゃなくて、補助金を出しますかと聞いているんです。

調整担当課長 東口につきましては構造的にまだ困難な部分がありますので、バリアフリーの予定はまだありません。

会長 人がいるから、人に補助金を出しませんかと言っているのです。

委員 ボランティアには。

調整担当課長 ボランティアに対して、補助金は出ません。

会長 出ませんではなくて、出しませんか。

調整担当課長 事業者でありますメトロも十分認識していきまして、今後対応を考えていくことになっていきますので、よろしくお願いします。

委員 構造的というのは専門的にわからないんですけども、東口は幅が狭いということですね。

会長 それだけではありません。構造的というのは、いろんな意味がありますから。

委員 東口の青年が頑張っているということですので、やはり補助金については区のほうからメトロに言うべきだと思います。

会長 ご意見として、区は出さなくていいですか。

委員 ありがとうございます。もちろんメトロが「そういうわけにはいかない」と言うのであれば、区はやはり考えるべきではないかと思います。

会長 ○○さん、何か一言ありますか。

委員 今の話で、要は、口は出すけれども金は出さんという感じになっちゃっています。

バリアフリー協力店というシールがありますね。バリアフリーをすることによって、民間企業についてこういうシールを張るというのは、企業価値を上げるようなことでやってください、ということで捉えてよろしいですか。

ほかに何か、例えばバリアフリーに関しての勉強会や講習会をサポートするとか、区が体制をとるとか支援するというものを、お金ではなくて何か考えていないのでしょうか。本文からはそういうことが読み取れないんですけども。

調整担当課長 バリアフリー協力店につきましては、バリアフリーの整備をされている店舗に登録していただいて、利用者の方に快適に利用していただくように、わかりやすいような形で……。

会長 そういう状態になるように、何かやりませんかと聞いています。

調整担当課長 今後、ホームページとか区の広報を通じて、保健福祉部門でも、これからもPRしてまいりたいと考えています。

会長 それでよろしいですか。委員の質問を適確に捉えて、適確に答えるよ

うに努力してください。

ほかにありますか。

委員 杉並区バリアフリー基本構想をまとめるに当たって、実際に区内の障害者団体の方からのヒアリングは行ったのでしょうか。

調整担当課長 実際に、障害者の方々やお子様をお持ちの親御さんの意見を聞きながら町歩きをしたり、意見交換をして、進めてまいりました。

会長 では、この報告はこのぐらいにさせていただきます。

もう一つの生産緑地についての報告をどうぞ。

都市計画課長 私からは生産緑地地区の動向についてご報告します。

生産緑地の変更につきましては、例年秋から冬ぐらいの本審議会に諮問をさせていただいています。その予定案件につきまして、事前にご報告をさせていただいているという形です。今回は予定としての案件のご報告です。

今年度の生産緑地地区の変更は、削除が6地区、追加が1地区の予定です。順次、資料に沿ってご説明します。

まず、1枚目の1番の表をごらんください。削除予定の6件です。いずれも主たる従事者の方の故障またはお亡くなりになったことによりまして、区に買取り申し出があったものでございます。

このうち下から2番目の158番につきましては、区が買取りを行いました。当該地につきましては、区立下高井戸子供園、下高井戸保育園と近接している土地です。両施設の老朽化による改築に伴う仮園舎の設置用地ということで当面使用する予定と伺っています。

続きまして、裏面をごらんください。99番につきましては、今回追加予定の1件です。既存の1,590平米の生産緑地に、さらに隣接する400平米を加えて大きくするというものです。

資料の2枚目の折り込みは、それぞれの場所を表した地図です。3枚目、4枚目につきましては、それぞれの配置図、最後の5枚目以降に、現状の写真を撮って添付しています。

なお、冒頭申し上げましたとおり、本件につきましては次回の本審議会に改めて諮問させていただきますので、どうぞその節はよろしく願います。私からは以上でございます。

会長 何かご質問があれば。どうぞ。

委員 農業委員の〇〇でございます。

この会があるたびに農地の削減ということで、今回も6件出ています。上のほうの3件は、私たちが住んでいる井草です。若い子が一生懸命やっているんだけど、どうしてもできないということで、本当にみどり豊かな杉並区をつくるということだったら、もう少し農地のことについてもしていかないと、いい悪いは別として、10年たったら本当にゼロになります。

杉並区民から、杉並区の中に農地を残して都市計画をしてもらいたいという意見もあるようです。そういうことを本当の気持ちで言っているのか、もう農地は必要ないということで、このままほうっておけば、10年たったら杉並区に農地は完全になくなります。杉並区の中に農地を残すんだったら杉並区の農地の位置づけをしていただいて、少しでも残るようにしていただきたいと思います。以上です。

会長 何かありますか。

産業振興センター次長 〇〇委員に毎回ご意見を力強くいただいているところですので、今年度は「農地活用懇談会」という懇談会をつくりまして、農地保全について積極的に進めていくということです。

法的には相続税の関係はかなり厳しいですが、何とかそういうところにも打って出て、農地の保全について危機的な状況であることは常に感じていますので、施策として今後どのような形ができるかというのは探していきたいと考えております。

会長 審議会の委員の皆さんも〇〇委員さんの言っていることをよく頭の中に入れてお考えください。

それでは、これでこの報告は終わりにしますが、あとその他は何かありますか。

都市計画課長 事務局からでございます。本日はご審議をどうもありがとうございました。次回ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、秋ごろを予定しています。また日程が定まり次第、皆様にご案内をさせていただきますので、その節はどうぞよろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

会長 それでは、以上で本日予定の議事は全て終了しましたので、これで第166回杉並区都市計画審議会を閉会します。どうもありがとうございました。



た。

— 了 —